

建設中の自家用電気工作物の保安管理業務・使用前自己確認

業務内容

電気事業法において、電気工作物設置者（発電事業者など）に義務づけられている事項のうち、電気主任技術者の選任が必要な「建設中の自家用電気工作物の保安管理業務」と、電気工作物の稼働前に届出が必要な安全確認作業「使用前自己確認」のうち電気試験を実施します。電気試験は自家用電気工作物の出力等条件によって異なりますが、外観検査をはじめ、絶縁抵抗測定・接地抵抗測定など電気機器の安全性や、設備を守る保護装置試験、遮断器関係試験などを行います。



メリット

通常、使用前自己確認のみ請け負う業者が大半ですが、弊社は建設中の自家用電気工作物の保安監督業務（電気主任技術者の選任）から、使用前自己確認（電気試験）まで一気通貫したサービス提供が可能です。第一種から第三種まで実務経験のある電気主任技術者を全国に多数配置している弊社にお任せいただければ、お客さまが有資格者を直接雇用し選任する必要がなく一社に委託することができると効率적입니다。知見豊富な電気のプロフェッショナル集団によるサービス提供でお客さまの事業運営を支援します。